

認知症対応型通所介護サービス 利用料内訳表 <宅老所 第2紫苑>

H29.4.1現在

基本的なサービスに係る費用							
通所介護費（基本部分）		通所介護費（加算部分）		介護職員 処遇改善 加算 （×10.4%）	地域区分 加算 （×10.17/10）	その他 負担額 介護保険外	合計
利用時間帯	介護度 （1日あたりのサービス 単位数）	入浴介助 加算 50単位	サービス 提供体制 強化加算 Iイ 18単位	加算後の 金額 （単位：円）	加算後の 金額 （単位：円）	昼食代 （1回） （単位：円）	1日のご利用料の目安 （単位：円）
3時間以上5時間 未満	要支援1 (493)	50	18	619	630	410	1,040
	要支援2 (546)			678	690		1,100
	要介護1 (564)			698	710		1,120
	要介護2 (620)			760	773		1,183
	要介護3 (678)			824	838		1,248
	要介護4 (735)			887	902		1,312
	要介護5 (792)			949	965		1,375
5時間以上7時間 未満	要支援1 (749)	50	18	902	917	410	1,327
	要支援2 (836)			998	1,015		1,425
	要介護1 (865)			1,030	1,048		1,458
	要介護2 (958)			1,133	1,152		1,562
	要介護3 (1050)			1,234	1,255		1,665
	要介護4 (1143)			1,337	1,360		1,770
	要介護5 (1236)			1,440	1,464		1,874
7時間以上9時間 未満	要支援1 (852)	50	18	1,016	1,033	410	1,443
	要支援2 (952)			1,126	1,145		1,555
	要介護1 (985)			1,163	1,183		1,593
	要介護2 (1092)			1,281	1,303		1,713
	要介護3 (1199)			1,399	1,423		1,833
	要介護4 (1307)			1,518	1,544		1,954
	要介護5 (1414)			1,636	1,664		2,074
加算等の説明（抜粋）							
入浴介助加算	サービス提供体制 強化加算 Iイ	送迎を行わない場合 の減算	介護職員処遇改善加算	地域区分加算			
利用者に対して入浴の 介助を行った場合に 加算	介護職員の総数のうち、介護福祉士 の占める割合が50%である場合	事業所が送迎を行わなかった 場合の減算になります。通所 介護計画上、送迎が往復か 片道かを位置付けた上で、 減算の有無を確認します。	介護職員の賃金改善の為、 基本サービス費に各種加算減算 を加えた1月あたりの総単位数 に6.8%を乗じた単位数が 加算となります。	全国を7の区分に分け、 地域ごとに上乗せ割合を定め 加算する （東員町は7級地、 1単位10.17円となる）			
50単位/日	18単位/日	-47単位/片道					

※基本サービス提供時間は、7時間以上9時間未満の 9：15～16：20となります。

※上記時間帯以外にも、ご要望に応じて、時間短縮または延長のサービスも実施しています。

詳しくはお問い合わせ下さい。

※通所介護サービス・介護予防通所介護サービスともに、ご利用頂いた1日あたりのご利用料の目安です。

※また、介護職員処遇改善加算・地域区分加算は、1ヶ月あたりの総利用単位数に加算率を乗じて算定するため、実際のご請求額は上記と若干異なる場合があります。

詳しくは窓口までお尋ね下さい。

